

# 森有礼文相における公教育経営と自我形成

平塚 力

## はじめに

### (1) 本研究の背景と対象

本稿は大学経営の研究という立場から、明治十九（1886）年に東京大学が帝国大学へと改編された際の権力側の論理を、文部大臣として公教育経営にあたった森有礼の自我形成を通じて明らかにしようとするものである<sup>1) 2) 3)</sup>。

森は帝国大学という名称を発案し、その目的を「国家ノ須要ニ応スル學術技芸ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スル」<sup>4)</sup> ことに求めるなど、帝国大学への改編において、彼自身が法令の起草主体であり<sup>5)</sup>、それによって森の思想を理解することは、帝国大学の管理に関する権力側の論理を究明する際の一助となる。例えば先行研究は、帝国大学の管理政策に関する森の特徴を、干渉と自動、すなわち国家による学内行政の監督と国家に対する大学側の自発的な貢献、とまとめている<sup>6)</sup>。ただし本稿が森に焦点を当てるのは、往時の大学管理政策を知ること以上に、森文相期が大学管理制度の進化における歴史的起点であったことに起因する。

歴史主義の制度観に立てば、制度の進化においては、経路依存性によって制度発生時の初期条件は、その後の制度進化を拘束する一つの変数となる<sup>7)</sup>。そして森文相期は、内閣制度発足と連動した公教育制度の

近代化の起点であったことで、為政者としての森の論理構造を究明するという作業には、当時の大学管理制度を理解するという事以上、制度の初期条件として、後世における大学管理制度進化の方向性や変化範囲を究明する際の手がかりとしての価値がある。

ただし森は、彼を文相へ任命した伊藤博文をして「日本産の西洋人」<sup>8)</sup>と言わしめたほど、当時の日本人としては特異な存在であった。

以上、制度進化における経路依存性からすれば、帝国大学を含む明治初期の公教育が、森個人の人格変容という歴史的な偶発性を基礎として近代化されたことを究明することが本稿の意図である。

### (2) 構成

為政者としての森の思想を解明するうえで立ちはだかる大きな壁がある。それは生涯を通じた主義主張の多義性である。森は大日本帝国憲法発布式典当日（188902）、欧米風の言動に起因して国粋主義者の青年に襲撃され、翌日41歳で死去した。

その直後、文筆家の徳富猪一郎（蘇峰）は、森の生涯を以下のように評している。

敵の面前に於ても味方の面前に於ても  
憚らず之を公言し、賛成者あるにせよ、  
反対者あるにせよ、臆することなくして

之を断行するのりたりしなり。……前半に於ては個人的の主義を主張し、後半に於ては国家的の主義を主張し、前半に於ては非常なる急進家となり、後半に於ては非常なる保守家となり、……吾人が其の一生に於て一正一反の原動反動ありしと謂ふは、敢て過当の品評にあらざるを信ず<sup>9)</sup>。

これによれば、森は英国駐在期（187911—188404）を境界として、それ以前が自由主義者、以後が国家主義者であったとされ、以後の森研究は、相反する二つの立場を森の生涯にどう位置づけるのかを課題として負った。そこで本稿は、これを「二人の森」問題と設定する。

最後に本稿の構成を説明する。まず生涯を通じた森の思想の変化に言及した先行研究のレビューを通じて本稿における問題を設定し、問題を究明するための、本稿なりの方論を明らかにする（1章）。そのうえで、その方法論にもとづき、森が発した言説を分析し、生涯における主義主張の変遷を把握する（2章）。以上を踏まえ、「二人の森」問題が、実際にはいかなる現象であったのか、その内的原理を明らかにする（3章）。そして最後に、結論として帝国大学を含む公教育制度の創設期における権力側の論理、およびそれが森個人の生涯を通じた人格変容の到達点においてなされた点を明らかにする（4章）。

## 1. 先行研究の課題と本稿の代替案

紙幅の都合上、ここでは先行研究が「二人の森」問題にどのような解決策を試みたのかに限定して論じる。その際、不要な屋上屋を回避するため、異論がない限り先人による森研究史に準拠して先行研究を類型化し、そのうえで本稿からみた先行研究の課題と、それに対する代替案を論じる。

### 1.1 先行研究のレビュー

#### (1) 「森＝国家主義論」と「森＝自由主義論」

森有礼の思想的変遷を最初に整理したのは園田<sup>10)</sup>であり、森の思想的な本質を何に求めているかを基準に、先行研究を「森＝国家主義論」、「森＝自由主義論」に大別した<sup>11)</sup>。

このうち「森＝国家主義論」とは英国赴任以前の森を自由主義者とし、帰国後、森が自由主義から国家主義へ転向したとの結論で「二人の森」問題を調停しようとする研究を指す。

他方「森＝自由主義論」とは、前期の森は国家主義と自由主義との調和を保っていたが、後期に政治の要路を歩くにつれて国家主義的傾向を強めた。ただ自由主義の態度を失っていなかったことを根拠に、調和の崩壊によって「二人の森」問題を調停しようとする研究を指す。

#### (2) 「機能主義的国家論」

以上二つの研究群に対し、園田自身は自らの論理を「機能主義的国家論」と命名し、「二人の森」問題を次のように論じた<sup>12)</sup>。

前期の森は、個人レベルの相互作用による文明開化と、その帰結としての富国強兵という構想に則る「予定調和的な社会進化論」者であった。だが海外において欧米列強との条約改正交渉を担当するなかで、植民地争奪など帝国主義的な弱肉競争を目の当たりにし国家存亡の危機を体感したことで、後期の森においては予定調和的な社会進化論が崩壊した。それによって森の統治原理は法制度にもとづく集権的な国家管理へと変化した。その際、森にとって国家とは機能を法規にもとづき遂行する組織体であり、それゆえ「森の国家主義の実質は、個人の制度への忠誠というものに置き換えられ、行動の一部が拘束されるだけで、他の行動の領域の自由を確保することができた。後期における、自由主義と国家主義の

両立の根本的理由はここにあった<sup>13)</sup>と結論づけた。かくして園田は、森が国民に対し機能的な義務は求めるが、精神的な自由は保障する「機能主義的な国家主義者」であったという特殊な事情によって「二人の森」問題を調停した。

### (3) 「国民的主体創出論」

次に森研究を整理したのは長谷川である<sup>14)</sup>。長谷川は、戦後から1970年代までの主要な森研究をレビューし、近代日本のナショナリズムに対する研究者自身の歴史観がバイアスとなって森を健全なナショナリストと捉える傾向がある点を指摘した<sup>15)</sup>。長谷川は、「森＝自由主義者」という研究者の予断によって、森に内在された国家主義的な暴力性が等閑視される点を問題視したのである。そこでナショナリストという観点から森の言動を分析し、「自覚的に国家を担おうとする国民的主体を創出すること」<sup>16)</sup>が、為政者としての森の課題であったとした。そして見出されたのが「日本に『国民』を創り出そうとした『国民主義者』」という為政者像であった<sup>17)</sup>。

長谷川において、この「国民主義」は複合的な概念として用いられた。まず権力が上からの作用を通じて近代国民国家の建設に不可避な、国家への帰属意識と貢献意欲を持った主体、すなわち善良な臣民を創出するという国家主義的な側面である。ただし「国民主義」とは「個人の利害を超えた国家という表象に自らを重ね合わせ、『国民』となることを個人にとっての束縛ではなく解放と見なす」<sup>18)</sup>概念でもあり、国民主体の創出という行為には、国民により高次の自己への移行を促す自由主義者な側面も併存していた、とした。つまり長谷川が構想した「国民主義」とは、森自らが欧米体験で確信した自由主義から、国家のためには死ぬ覚悟さえも求める暴力的な国家主義までを収納するために創発された懐の広い概念カテゴリーであった。

以上の議論を通じて、「森は時期によって自由主義的であったり、国家主義的であったりしたのではなく、『私』的領域の存在を説く自由主義的な志向と国民国家の創出に対する課題意識は、森の中で常に併存して」<sup>19)</sup>いたと、併存説で「二人の森」問題を調停した

### 1.2 先行研究の課題と本稿の代替アプローチ

本稿は先行研究が有した課題を、(1) 考察に際して研究者が設定した現象に関する前提、(2) 研究者が実際に分析した対象、に求める。

#### (1) 研究者が設定した現象に関する前提

これはさらに、1) 人間の心理的発達に関する前提、2) 権力の支配様式に関する前提、に細分化される。

##### 1) 人間の心理的発達に関する前提

これは、①同一人物のなかに相反する主義主張が併存することを矛盾と見なす人間観、および、②人間の主義主張が生涯にわたって一貫しているという人間観、である。

①の傾向は「森＝国家主義論」に顕著であり、それゆえ「二人の森」問題は、森の政治的転向によって調停された。また主義主張の相反が不都合であるがゆえに、国家主義と自由主義との併存説の立場をとる先行研究においては、併存し得る特殊事情を付すことで「二人の森」問題の調停が試みられた。具体的には「森＝自由主義論」の場合は自由主義と国家主義のどちらが森の本質なのか、「機能主義的国家論」や「国民主体創出論」の場合は、森の中で自由主義と国家主義との併存が矛盾しない特殊な原理が、それぞれ用意された。

②の傾向については、「森＝国家主義論」が「転向」によって「二人の森」問題を調停したように、人間が成長にともなって主義主張を変えることを「変節」として例外

視するような人間観である。

上記の課題が生じる理由を、自我の多義性という観点から、エリクソンおよびバーナードの議論にもとづいて説明する。

エリクソンは、生涯発達論のなかでアイデンティティを多義的な概念としている<sup>20)</sup>。具体的には、エリクソンのアイデンティティ形成理論は、「個人とコミュニティ及び社会との関係を自我アイデンティティと集団アイデンティティの関係として捉える点で心理社会的」である<sup>21)</sup>。そうした複眼性により、アイデンティティは4つの意味（①個人が認知した自己の同一性、②個人に反映された帰属社会の成員性、③個人が見出した自己の存在理由、④個人の生物学的な特徴）<sup>22)</sup>を内包した概念となる。つまり生物としての人間の心理—社会的な発達において、個人的な属性と社会的な属性とが反映された帰結として、人間の内面においてアイデンティティの多義性が生じる。

同じく人間の内面が多義的であることについては、バーナードが<sup>23)</sup>、組織に参加する人間の人格を、個人人格と組織人格に大別している。このうち前者は、組織目的から独立した、個人に見いだされる、自己の目的のもとに主体的に行動しようとする私的な人格である。対して後者は組織や社会の目的にしたがって特定の機能を担っているときの、客体的な存在としての個人が有する人格であり、それは私的な主観性が排除されているという意味において非人格的である。換言すれば、社会的協働に参加している際に、私的な目的において発揮されるのが個人人格であるのに対し、組織的な目的にしたがって発揮されるのが組織人格である。そして性質は違うものの、二つの人格は同一人物の中で矛盾なく併存し得るし、宗教活動のように、組織目的の実現が個人目的の実現と一致する領域も例外的に存在する。ゆえに同一の人物において異なるアイデンティティが併存することは矛盾ではない。

他方、人間の主義主張が生涯一貫し、不変であるという人間観については、これも代替案をエリクソンの生涯発達論にもとづき説明する。

エリクソンは、人間の生涯発達とは漸成的であるとし<sup>24)</sup>、人間のライフサイクルを8期に分け、各期には発達において克服すべき固有の課題があり、同時に生涯発達には各期を超えた継起性（斉一性と連続性）が作用しているとした。それではアイデンティティの多義性は、どのように漸成するのか。

人間のアイデンティティには、個人的なもの、社会関係的なものがあり、それは成人期になって、後者が前者に追いつく形で調和する<sup>25)</sup>。ゆえに個人の主義主張が、青年期と成人期で矛盾すること自体は非合理とはいえない。

## 2) 権力の支配様式に関する前提

これは権力が国家統治において、いかなる支配様式を用いるのかに関する前提であるが、ミシェル・フーコーは、西欧における監獄の誕生の歴史のなかに、「暴力的支配」と「規律的支配」という二つの様式を見出している<sup>26)</sup>。

まず暴力的支配とは、たとえば中世の西欧で用いられた法令違反者に対する懲罰であり、そこでは身心に対する直接的なダメージを含め、苦痛や恐怖など負の利益の付与を制度化し、それを回避しようとする相手の動機を利用した支配である<sup>27)</sup>。

次に規律的支配とは、監獄に象徴される、近世以降の西欧における統治行為から見出された以下のようなシステムである<sup>28)</sup>。

この時代は、資本主義の発達という文脈において、為政者にとって国民とは国家成長のための「資本」となったことから、統治者が国民に要求したのは、①統治目的に沿った有能な身体（マンパワー）、②統治者の意図通りに動く従順な身心、であった。そして近世においてこの原理が見いだされたのが、従来の「懲罰」を、「教育・訓練

と規律」へとつくり変えた監獄という新たな処罰システムであり、そこでは①を「教育・訓練」が担い、②を「規律」が担った。その際、それが暴力的支配と異なるのは、統治者の意図に従う限り被統治者にも利益が生じる点、および被統治者が統治者の「視線」を読み取り自らを自発的に有能な身体へとつくりかえる点、であった。そしてこうした関係は統治に限らず、専門的便益の供給における、援助者と被援助者という関係においても生じる。

具体的には、援助者は被援助者が必要とする便益の供給者であるが、たとえば、その便益が実際には援助者側の利害にもとづいて設計されたにもかかわらず、あたかも被援助者を想っての便益であるように偽装し、被援助者がそれを自発的に受容するよう誘導するという関係である。

これを国家と国民の関係にあてはめれば、自らが何らかの主体 (Subject) となることは被統治者としての国民の利益である。ただし国民の主体化が、統治者側の偽装レトリックによって誘導されたものならば、それは被統治者側が、自らに期待された人間像に自発的に同一化したにすぎず、そこで最終的に利益を得るのは統治者である。そしてそれは18世紀プロイセンの啓蒙君主フリドリッヒ大王が用いた「規律」という統治手法であった<sup>29)</sup>。

この点に関して限界を呈するのが、長谷川の「国民主義者」論である。同氏はバーリンの「積極的な自由」の概念<sup>30)</sup>に立脚して「国民主義者」論を打ち立てる。しかしそこでの説明から判断すると、「国民主義者」としての森とは、啓蒙官僚である。

まず、臣民が自らの理性的・身体的な向上のために主体的に行動している行為は「積極的な自由」に見えるが、その前段において、臣民は自らのあり方を「自律的」には決定していない。つまり国家による臣民への啓蒙とは、必ずしもヒューマニズム

にもとづく臣民の理性的な開放ではなく、時に国家としての功利的動機によってなされるため、そこでの臣民とは、国家から啓蒙され、国富のために主体化するという点において、「操作された客体」となる。

詳細は3章で検討するが、氏が「国民主義者」論を展開したとする時期の森の職位、および言説から判断すると、これは啓蒙官僚による国民への規律的支配、とするのが妥当である。

## (2) 研究者が実際に分析した対象

先行研究は、森が発した言説を根拠に彼の主義主張の変遷を確定した。ただしそこでの主たる分析対象は「森が語った言説」であって「語っている森」ではない。しかし、その言説が森のいかなる立場で発せられたかは「二人の森」問題を調停する際の核心となる。そこで最初にミードの社会的自我論にもとづいて、問題点を整理したい。

ミードは自我をme (客我) とI (主我) という二元的な概念として説明している<sup>31)</sup>。前者は個人が自身に向けられた他者の態度に接して知覚した自己であり、後者はそうした他者の態度にもとづいた自己の認識主体である。つまり「自分が認識した自分 = me (客我)」と「自分を認識している自分 = I (主我)」という相互関係である。これにもとづけば、森を論じた先行研究の場合、主たる分析対象はme (客我) であってI (主我) ではない。その結果、見出された言説が、いかなる立場または人格によってなれたのかまでは判定しておらず、これが先行研究に見出される二つ目の課題である。

## (3) 本稿の代替アプローチ

上記で指摘した、先行研究の課題に対して、本稿はエリクソンの生涯発達論にもとづき以下の代替アプローチを用意した。

まず、森の言説が生涯のライフサイクルにおいてどのように変容していくのか、それ

を区切るカテゴリーを、①青年期、②ヤングアダルト期、③成人期とし、各期には、エリクソンが設定した発達課題を森が達成したと類推される年齢を割り当てた(表1)<sup>32)</sup>。

表 1. 森の生涯発達期と発達課題

ライフサイクル期	発達課題の達成状態	森の年齢(満)
青年期	没頭し得る対象の発見	～21歳
ヤングアダルト期	他者からの信頼の獲得	21～34歳
成人期	次世代に対する世話	35～41歳(死去)

次に先行研究が採用したのは、森が発したテキスト(言説)を、それを生み出した森自身の内的なコンテキストおよび森が埋め込まれた外部社会のコンテキストから分断し、テキストのみで判断する二元論的なアプローチである。そこで本稿は代替案として、森のテキスト(言説)を、それを語っているときの上記の二つのコンテキストとの関係において読み取る一元論的なアプローチを採用する。

具体的には、森の主義主張を、彼が埋め込まれた外的な文脈(国内外の政治環境)および森個人の内的文脈(年齢・職務・職位)との関係において一体的に分析する。

## 2. 森有礼の生涯における主義主張の変遷

### 2.1 青年期以前(～21歳)

#### (1) 薩摩藩校時代

森は弘化四年、薩摩藩士の四男として生まれた(18470823 = 0歳)。このことは、森の生涯を規定する一つの要因であった。薩英戦争(186308)によって西欧との国力差を痛感した同藩は、親英開国路線に転

じ、洋式軍制拡充のための洋学校を創設したが、森は、そこの英学専修生に選抜された(186407 = 16歳)<sup>33)</sup>。また森は、これ以前に林子平の『海国兵談』-ロシアを仮想敵国とした幕府への沿岸防衛提言書-を読み<sup>34)</sup>、日本を取り巻く国際情勢に興味を持っていた。

洋学校入学後、森は自戒の念をこめ、八箇条からなる「士嗜むべき条々」をまとめたが<sup>35)</sup>、その第一条は「義を守るべき事」であった。この「義」とは、武士道の七倫理の一つで、私欲を捨て道理にもとづいて正しく生きる、「正義」という武徳であった<sup>36)</sup>。森は武士として「義」に沿って生きることを自らに課したのである(186412 = 17歳)。

#### (2) 英国留学時代

薩摩藩は、長崎に遊学し貿易や国際情勢を学んでいた五代友厚からの、通商と人材育成に関する上申(文久四186405頃)を受け<sup>37)</sup>、英国への人員派遣を決定し、森は海軍技術習得を任務とする留学生に選抜された(186502 = 17歳)<sup>38)</sup>。

2カ月後(186504)、森ら英国留学生一行は、英国との通商・外交を担う五代や寺島宗徳らとともに薩摩を出航したが、渡航中の寄港先で、留学生の身なりは洋装に変わり<sup>39)</sup>、彼らの文化的な西欧化がスタートした。

英国到着(186507 = 17歳)、英語研修を経て、森は18歳の誕生日前後(186508)にロンドン大学ユニヴァーシティ・カレッジ法文学部に聴講生として入学した<sup>40)</sup>。以後、森は英国に約2年間滞在したが(186506-186708)、その間は、大学での学業に加え、周辺諸国への遊学や、同行の五代・寺島らの任務に触発されて、西欧列強との生存競争における日本と自己のあり方を自問した。当時の森の心情は、兄宛の書簡に散見される。

今日本の情形恐多くも天歩殆んど艱難にして皇地已に外夷の咽を過んと欲す……いつれ此上は社稷を重んじ君を軽くするの機予め着眼仕処に候はんか、……国家の綱維を伸張し皇威四洋万国に及すの大義、人臣時に当て力を尽くすの当然此事に候半か、……其力如何にして之を得ん、実に世界を周遊し其国体は勿論人情風俗を觀察仕候。

(筆者訳；日本は困難な状況にあり、列強の圧力が及びつつあります…今重視すべきは藩主ではなく国家ではないでしょうか…国家発展への尽力こそが臣民としての義務ではないでしょうか…その力をどうやって得ましよう、世界の人々の生活を見聞し方策を考えてみます。)

慶応 011203 書簡<sup>41)</sup> (18660119 = 18 歳)

志あらば豈唯頑愚の漢学を学はすとも……諸技学は捨てて国礎[自註；則ち法の学にて今日本にて大目付の職]の学は如何。……我法は理不尽人情に遠きの法のみにして実に慚愧に堪へ不申候。斯る弊法を持して争て国家の改良を得ん。

(筆者訳；今さら頑愚の漢学を学ばなくても……学ぶなら技芸ではなく、国制の基礎たる法学にされては…英国に比べ日本の法は理不尽で、そうした状況で、どうして国家の改良ができません。)

慶応 020726 書簡<sup>42)</sup> (18660904 = 19 歳)

この文章の主体は、藩主への忠孝という、かつて自らが自明視してきた武士社会の規範から解放されて一人の私人となった森である。そして帰属すべき社会を藩から国家へと変革させた森は、民族的な危機感を得て、日本の未来を憂う愛国者となり、国家発展への尽力を臣民の義務とらえ、臣民としての自らの使命を法律学による日本の為政に定めた。

### (3) 米国游学時代

英国にて知識レベルの西洋化を遂げた森が、文化レベルでの西洋化のために他の留学生とともに向かったのが、当時の新興国の米国であった。

森は英国留学中に「悉く万民と謀り公平正大の政事をなす」という関心から、「今一ヶ年も歴は渡米の積」<sup>43)</sup>であった。また森は「世の中人間の交と互ニ助け合て人も己も隔てなくするが則上」<sup>44)</sup>という、西洋の隣人愛の精神に興味を持った。そして仲間が夏休みを利用し新生社という米国の新興教団を訪問した縁から<sup>45)</sup>、森ら留学生は米国に移り同教団で集団生活を始めた(186708 = 20 歳)。

留学生は自己規律と全体への愛と奉仕という同教団の教義に沿って、無償の労働奉仕に従事する一方<sup>46)</sup>、自らで設定した日本再生の任務として米国の教科書収集に励んだ<sup>47)</sup>。森自身は、同教団に約1年滞在し、自らの肉体を通して人間形成における宗教の意義や西欧の道徳心を学んだ。かくして森は、3年弱の欧米留学を終えて帰国するのだが(186807 - 08 頃)、それは旧幕府と新政府とが全国を戦地として争った戊辰戦争の激戦期であった。

## 2.2 ヤングアダルト期 (21 ~ 34 歳)

### (1) 政府初任時代

帰国後の森は、語学力と西洋事情通によって、新政府に外国官権判事として採用され(186809 = 21 歳)<sup>48)</sup>、約2カ月後には憲法や議会制度の調査翻訳を担う議事体裁取調所御用掛を兼務した。森は取調所において、官学者の加藤弘之や神田孝平と同職となったが<sup>49)</sup>、当時、加藤 32 歳、神田 38 歳、官職歴のない若年者森の登用は異例であった。ちなみに両名との関係は後の明六社や東京大学でもつづいた<sup>50)</sup>。

この前後(明治元 0910 = 186810125)、森は政府に俸給の減俸を嘆願している。そ

の書面によると<sup>51)</sup>、「北越奥羽出兵いたし居候者共は、昼夜彈丸矢石の下に眠食を共にし効死勉強いたし居候」という状況であって、自らは「必要雑費大概一箇月三十円つつも有之候得ば用度充分」であるとして俸給の減額を嘆願した。こうした態度に、藩校時代に自戒した武士としての義の精神が散見される。

その後、国家の議案議決機関として公議所が創設されると、森は心得（副議長）に就任した（186905 = 21 歳）<sup>52)</sup>。ここで森は為政者として最初の試練を味わう。森は公議所に、任意という条件つきで官吏兵隊における外帯刀の廃止議案を提出した<sup>53)</sup>。

森の意図は、「麤暴殺伐の悪習」を捨て自ら道義をまもること、すなわち武力による治世から法による治世への転換を、その担い手である官吏および士族層に促すことにあった。だが、武士の魂を奪おうとするこの議案は圧倒的な反対で否決され、森への危害も予想される中で<sup>54)</sup>、政府は森罷免という形で幕引きを図った<sup>55)</sup>。ただし廃刀令は後に法制化され（187603）、内容自体は適切であった。官職歴の浅い森は、戊辰戦争直後という状況判断や、人間の情動への配慮に失敗したのである。そこで森は謝意を表し辞職して、帰郷の途についたが（186908 = 22 歳）、有罪人のごとく扱われ官位をはく奪された屈辱感は、すぐには消えなかった<sup>56)</sup>。

## （2）駐米外勤時代

### 1) 外交交渉

政府にとって森は稀有な人材であった。ゆえに外交を担う少弁務使として復職させ、ワシントン勤務を命じ（187011 = 23 歳）、公使業務、留学生援助、教育を含めた国制調査にあたらせた<sup>57)</sup>。

当時の日本政府は、日米修好通商条約の改正交渉解禁（187207）をにらみ、岩倉使節団を米国に派遣し（187112）、森は現地

での受け入れ役となった。

そして森は赴任地米国での、国際外交のデビューにおいて、西欧的な法治主義の洗礼を浴びた。

当初、政府内では使節団の使命は条約改正にむけた事前交渉とされた。だが現地での伊藤博文と森の主張によって急遽、改正本交渉に格上げされた。そして交渉が始まると（187203 = 24 歳）、米国側は使節団が改正本交渉に必要な天皇からの全権を得ていないという国際公法上の不備を指摘した<sup>58)</sup>。やむなく伊藤と大久保利通が帰国し、全権を得て米国に戻って再開したが、改正交渉は米国側に主導権を握られる形で、もの別れに終わった<sup>59)</sup>。

ただ森はもう一つ、津田梅子ら使節団同行の蝦夷地からの女子留学生の保護監督権をめぐる米国デロング駐日公使と戦っていた<sup>60)</sup>。岩倉使節団には蝦夷地から米国に留学すべく、津田梅子ら女子学生が同行しており、開拓使黒田次官は、現地までの随行を、米国帰国のために使節団に同行していたデロング駐日公使夫妻に依頼していた。そこで駐日公使側は、開拓使黒田次官からの依頼を根拠に、自らに女子留学生の保護監督権があることを森に認めさせようと、岩倉全権大使を介して圧力をかけた。対して森は、自らが岩倉大使の指揮命令下になくすることなどを根拠に、その要求を跳ね返した。条約改正交渉にて屈した「正論」を使って、今度は森がやり返したのである。そして実情的な外交が国益を損ね、正論による外交が国益を守ったという経験は、後の外交政策に関する建議<sup>61)</sup>に反映された。

### 2) 国民の権利擁護

森はワシントンにて三条太政大臣への建議という体裁で『Religious Freedom in Japan』（『日本における宗教の自由』）を英文刊行した<sup>62)</sup>（187212 = 25 歳）。その内容は、①文明国における良心・宗教の保障、②政府による神道擁護・キリスト教弾圧へ



の批判、③キリスト教擁護と信仰の自由の保障の提案、④キリスト教への誤解に対する反駁、⑤人権保障のための政策提案、に大別できる。

この書には、森が政府を批判する二つの理由（森がキリスト教に意義を見出していたこと、宗教の自由保障が文明国家の証明であったこと）、および森の国家像（法律で基本的人権を保障する国家、教育を通じて国民の権利意識を醸成する国家）が記されていた。

また日本政府のキリスト教弾圧は、西欧諸国の抗議するところであったことから<sup>63)</sup>、英文による米国内での建議という体裁からは、現地在留邦人として母国日本のメンツを維持しようとする森の配慮がうかがえる。

### 3) 教育調査

政府は、森を米国に駐在させるにあたって、教育の諸機能とその条件に関する調査という特命を授けていた。まず森はワシントン着任の約1年後、教育を通じた富国を意図し、政府が米国への教育調査団を派遣するよう、同郷薩摩出身の官僚に働きかけた(187110 = 24歳)<sup>64)</sup>。その後、森は米国での教育に関する調査を進め、その成果を『Education in Japan』として米国で刊行した(187301 = 25歳)。同書は、①調査の背景および日本文明史を記した緒言、②米国教育識者へのアンケート、③日本教育の教育に関する提案、の三部からなる<sup>65)</sup>。

まず①では、記紀など古代天皇制の記述が「伝説的で荒唐無稽」<sup>66)</sup>であること、江戸期の儒教的支配の「社会におよぼした悪い効果は、……独立独行の生き生きとした精神の発展をさまたげ……服従心をつちかったこと」<sup>67)</sup>を述べたうえで、世界で広がる英語を基礎とした経済的な帝国主義と対峙するためには、母国語の簡易英語化が不可避と訴えた<sup>68)</sup>。

また②は、森に課された政府特命であり、教育の効果<sup>69)</sup>、すなわち「一国の物質的な

繁栄に及ぼす効果」、「商業に及ぼす効果」、「農業上・工業上の利益に及ぼす効果」、「国民の社会的・道徳的・身体的状態に及ぼす効果」、「法律と政治に及ぼす効果」を把握するため、森が設けた質問に対して提出された米国側識者からの回答である。

最後に③は、西欧文明の受容策として簡易英語採用を問うたものであり、中途半端な簡易英語は逆効果との米国識者からの回答が記された。

### 4) 国家統治理論の吸収

英国への留学経験を持つ森は、行政官僚でありながら、学術官僚（研究者）としての素養を有しており、同時代の官僚としては、国家統治の基礎理論を吸収した稀有な存在であった。

森は米国在勤中にハーバート・スペンサーの哲学やスチュアート・ミルの理財学（経済学）に親しむとともに、在米勤務終了後の日本への帰路の途中にスペンサーを英国に訪ね<sup>70)</sup>、同氏から日本の国家体制の国制整備に関して「保守的な助言」<sup>71)</sup>を得た。なおスペンサーが森に与えた「保守的助言」については、後にあらためて記述する。

### (3) 駐米勤務帰国後

#### 1) 明六社での国民啓蒙活動

森は明治六年に帰国し(187309 = 26歳)、米国での教育制度の調査で触発されたことで、日本国内の洋学者に呼びかけ「我国ノ教育ヲ進メンカ為ニ……同志集会シテ異見ヲ交換シ知ヲ広メ識ヲ明ラカニスル」<sup>72)</sup>明六社を結成し、「明六雑誌」を発行した。そこで、雑誌に寄稿した論文をもとに、森の、①学者観、②社会分析の視座、を整理する。

まず①は、福沢諭吉が「世の文明を進むるには、ただ政府の力のみに依頼すべからざるなり」<sup>73)</sup>と学者世界において民間洋学者が台頭することの必要性を訴えた。対して森は、「何をか民という。その務をなすの

権と、その責を担当すべき義を有する者を指すなり。ゆえに官吏も民なり、貴族も民なり、平族も民なり。日本の版籍に属する者、一人も我民名を免かるを得ず」<sup>74)</sup>と返し、官民を問う以前に両者は同じ臣民であり、森は学問をする自らの役割を、臣民としての義務という次元でとらえた。

次に②については、森は人類の進化を未開から文明への漸進過程と説明した<sup>75)</sup>。そこには森が理論的支柱としていたスペンサーの影を見て取れる。

なお明六社参加者との関係について、森は日本における商業教育の強化を意図し、その物理的拠点として商法講習所を自らの私財と財界人の支援で開設（187509 = 28歳）したが、福沢は森を助け、募金のための主意書を自ら書した<sup>76)</sup>。

## 2) 外交実務

朝鮮は明治政府にとって国益上の要地であったが、同国は清国属国という体裁で主権を曖昧にし、条約締結を回避することで、鎖国を維持していた。政府は内治優先により征韓論を見送ったが、その後、朝鮮開国への風穴をあけたのが森であった。

明治八年、朝鮮開国を意図した日本側の挑発によって日朝間に偶発的な交戦（187509 江華島事件 = 28歳）が生じた。森は国際法にもとづく平和的解決を上申し、政府に自制を求めた<sup>77)</sup>。その後、政府は朝鮮交渉前の清国交渉全権公使に森を任命した。

森は清国との間に二元論の外交交渉を展開した<sup>78)</sup>。まず清国が主張する朝鮮との属国関係とは、国際公法上、礼節的なもので法的関係にないから朝鮮は独立国である。よって日本は朝鮮と条約締結が可能であるし、清国はそこに介入する権限を持たないと、清国側を論破するとともに、返す刀で、国際公法は、それを順守し得る国にのみ適用され、そうでない国（朝鮮）には適用されないと、言い切った。そしてこうした森の活躍で、日本は朝鮮との不平等条約の締

結に成功するのだが、それは自国が味わってきた屈辱をアジア圏で再生産する行為でもあった。森は、スペンサーの適者生存・弱肉強食の論理を実践するかの如く、新興文明国日本が周辺の未文明国を浸食する際の前衛であった。

視点を西欧との条約改正に転じると、改正交渉が難渋する中、森は外務卿代理に任じられた（187706 = 29歳）。そんな森は外国交渉の要地であるロンドン行（英国駐在）の意思があることを寺島外務卿に伝え<sup>79)</sup>、それは寺島引責辞任を受けて就任した井上馨外務卿下で実現した。政府は森を特命全権公使に任じ（187911 = 32歳）、彼を西欧列強との条約改正交渉という大舞台に送り込んだ。

## 3) 為政者としての自己研鑽

森にとって、英国在勤期間は、自己のキャリア確定へとつながる自己研鑽の期間でもあった。

条約改正要員として英国に駐在する間、森は現地の学識者との交友を持った。例えば、スペンサーは自らの社交クラブに森を招待している<sup>80)</sup>（188105 = 33歳）。

森が在米勤務終了後の日本への帰路の途中にスペンサーを英国に訪ね、同氏から明治日本の国家体制備に関して「保守的な助言」をえていたことは先に述べた。

スペンサーは、生物の自然淘汰から見出した「適者生存」という概念や、社会が個人から構成された全体であるとする社会有機体説<sup>81)</sup>を唱えるなど、加藤弘之をはじめ<sup>82)</sup>、明治のわが国において自由競争主義に立つ思想家の出現を促した。また森は、在英勤務の際にスペンサーと交流し、その社会理論の吸収に努め、スペンサーの理論は森が国家官僚として世界観や国家観を形成する際の一つの拠り所となった。

日本が憲体制を創設する前後、複数の政府高官がスペンサーのもとを訪ね助言を求めた。そしてスペンサーの助言には「保守的

という一貫性があり、森に与えた助言は、その後、伊藤博文の秘書官として同憲法の制定を補佐した金子堅太郎が、憲法発布後にスペンサーを訪ねた際にも繰り返された<sup>83)</sup>。

そこで金子の記録を介して、森がスペンサーからえた「保守的な助言」についてみてみると、まずスペンサーが最終目標とする自由競争社会、すなわち政府が干渉しない社会とは、国民が「自立自動の精神」を以て「政府の誘導を待たずして各自の義務を守り又他人の権利を妨げざるの地位に進みたる暁に於て」<sup>84)</sup> はじめて実現される。ただしそうした状態は、一朝一夕で実現するわけではなく、日本は封建制から脱したばかりの後進国として一歩ずつ歩みを進め、最終目標に到達しなければならなかった。つまり旧体制を一気に除去するのではなく、古来天皇を頂く日本の現国制を維持し、古きに新しきを「接ぎ木」<sup>85)</sup>する漸進主義によって最終目標に至るべき、という助言であった。ゆえに、英国駐在期のスペンサーとの交流を経て森が目指したのは、天皇制に即した集権的な立憲国家であり、森のそうした側面に国家主義的な傾向が見いだされる。

ちなみにスペンサーが19世紀英国の功利的実学主義の立場から論じた『教育論』の一部は、明治九(1876)年の段階ですでに文部省発行の雑誌で、日本人の手によって紹介され、また中学校の学科のなかでも取り上げられていた<sup>86)</sup>。

## 2.3 成人期 (35～41歳)

### (1) 外交官から文部高官への転身

当時の日本は、国制をめぐる民権派と漸進派との権力闘争が、明治十四年の政変(188110 = 34歳)によって決着し、プロイセン型の立憲政体に向かって進む帝国憲法体制の準備期間であった<sup>87)</sup>。そうした時期に、森に文部高官就任を打診してきたのが、帝国憲法制定のため国制研究の調査として

西欧に滞在していた伊藤博文であった。

伊藤は森に、「将来我国の治安を図るの目的を以て、教育の基礎を定むる識見あるの人を見ず。……是僕が賢兄に向て誠に之を望む所以にして、賢兄も亦敢て之を辞する能はざるものあるを信ずる」と、文教政策担当としての任用意思を伝えた<sup>88)</sup>。対して森は、自らの構想(教育の内容・目的・改革の手法・教育行政のあり方など<sup>89)</sup>)を記した返書をおくり、伊藤の要請に応諾した<sup>90)</sup>(188209 = 35歳)。こうして伊藤の信頼を得た森のキャリアは、漸進的な保守主義の政治家に向かって開けた。

日本で憲法制定が進む中、森は在英中に英文で『日本政府代議政体論』<sup>91)</sup>を著した(188312 = 36歳)。そこには、①立法者を選ぶ場合は日本の固有の事情を考慮し能力を基準に行うべきこと、②直接代表制は有害な政党政治を生み出すこと、③歴史的に天皇は国家の中心であり今後もそうあるべきこと、④若者の知性は公的目的に必要なゆえ国費を投入すべきこと、等が述べられていた。

### (2) 文部高官時代

19世紀後半には、第一次産業革命期に英国の後塵を拝していた独逸や米国が重工業化し第二次産業革命が進んだが、森はそうした文脈の中で英国において列強との条約改正を担い、経済的な帝国主義が世界に波及していることを肌で感じた<sup>92)</sup>。

森は、帰国決定後に現地で行った離任記者会見<sup>93)</sup>(188402 = 36歳)で、①日本への欧米議会制の移植は必ずしも適切ではないこと、②貿易とは国家観における「商売の戦争」であり、勝敗は自然淘汰の論理からすれば必然ゆえ、日本は殖産興業につとめていること、などを述べた。かくして森は、スペンサーの助言を懐中に携え、日本をいかにして国際的な経済競争に勝てる国にするのかという、民族的な問題意識を抱えて帰国するのであった。

帰国後、森は参事院議官として内務省に

勤務し、文部省御用掛を兼務した(188405 = 36歳)<sup>94)</sup>。その後、東京師範学校監督(188508 = 38歳)や、東京商業学校監督(188509 = 38歳)を歴任し、官立学校の合併推進など教育財政の合理化に奔走した<sup>95)</sup>。そして、第1次伊藤内閣が発足すると、当初の想定通り文相に就任した(188512 = 38歳)。

その時の「自警」と題した自書には、「文部省ハ全国ノ教育学問ニ関スル行政ノ大権ヲ有シテ其任スル所ノ責随テ至重ナリ……其職ニ死スルノ精神覚悟アルヲ要ス」との初心が記されていた<sup>96)</sup>。

森は自らの公教育原理について、「若シ今ノ教育主義如何ト問フモノアラハ余ハ経済主義ナリ」と述べた(188706 = 39歳)<sup>97)</sup>。これは国家事業としての公教育経営において、費用対効果を重視する立場であり、それは単に財政にとどまらず、教育目的、教育課程、学校管理、教授内容、などシステム全体を通じて徹底された。その顕著な例が、国家直営としてなされた師範学校と帝国大学の管理である。

まず師範学校とは、「善良ナル臣民」すなわち「臣民タルノ義務ヲ充分ニ尽」し、「善ク実用ニ立チ得ル人物ヲ養成スル」<sup>98)</sup>ことを目的とした普通教育の教師養成機関である。その目的を達成すべく、師範学校は「順良信愛威重ノ気質ヲ備へ」<sup>99)</sup>た者を入学させ、兵式的全寮制教育を施すと同時に、教職員の管理を「命令」ではなく「心服」によって行う<sup>100)</sup>ように規律され、標準化された教師(いわゆる「師範タイプ」<sup>101)</sup>)を輩出した。

他方、学術研究者と為政者との情報の非対称性を考慮したのが帝国大学の管理であった。森は自ら起草主体となった帝国大学令において、「国家ノ須要ニ応スル」<sup>102)</sup>ことを求める一方で、大学のあり方については「是等ノコトハ命令ヤ規則ヲ以テ之ヲ処スルヨリハ寧ろ諸教授ノ心底ニ任スヲ以テ適当ナリト思惟ス」と大学教授の裁量に委ねた(188804 = 40歳)。

ただ文相就任後も、森は常識に収まらな

い為政者であった。彼は憲法会議での臣民権利義務の逐条審議において、政府の高官であるにもかかわらず、臣民権利は憲法以前の天賦もので、憲法にて生まれるものではないと、政府案に抗して修正案を披露するのであった<sup>103)</sup>(188806 = 40歳)。

### 3. 「二人の森」問題の出現原理

#### 3.0. 分析枠組み

最初に、本章における枠組みについて説明する。本稿は、森のあり方を二元的にとらえる。

一方は社会的な立場であり、他方はその時々々の立場において発揮されている人格である。本稿は前者を「立場」、後者を「人格」とし、両者に「私人」と「公人」という区分を設定する。その際、「公人」とは所属する社会や組織との関係からの区分であり、「私人」とは個人のプライベートなものである。そして森における特徴としては、「人格」における「私人」のなかに西洋的な市民という属性が存在し、また「人格」における「公人」については、明六雑誌での福沢との職分論争で森が述べたように、その特徴は臣民であった。表2は以上を整理したものである。

表2. 本稿の分析枠組み

		発揮されている人格	
		私人格	公人格
立 場	私 人	I	II
	公 人	III	IV

I：私人としての私の中で発揮される私人格  
(休日に家族と旅行をしているときの森)

II：私人としての私の中で発揮される公人格  
(休日に仕事の準備をしているときの森)

III：公人としての私の中で発揮される私人格

(官僚として宗教の自由を訴えているときの森)

#### IV；公人としての私の中で発揮さる公人格 (帝国国大学令を起草しているときの森)

これをもとに、森の主義主張が生涯を通じてどのように変化したのかを考察する。

### 3.1. 青年期の森

藩校時代の「義」の精神にみられたように、森のアイデンティティは武士であり、藩という自らが埋め込まれた組織への忠誠は自明であった。

その後、森は留学先の英国で武士という社会的役割を脱ぎ捨て、一人の私人として自らと社会との関係を見つめなおした。その際、英国では大学と日常生活とを通じ自由主義の国制を学び、また米国では新興宗教団体で人間形成における宗教の意義を学んだ。こうして森は、欧米における人権や自由主義の意義を学んだが、それはⅠの世界であった。

他方、留学先での異文化体験を通じ、森における社会帰属の様式は「武士としての藩への忠誠」から「臣民としての国家への貢献」へと一新された。その際、法律学を学んだことで、森は国家の為政を自らの職業として意識しはじめた。ただし、職業に自らの存在理由を求めるといふ武士の属性は消えておらず、青年期の森は、為政という他者の救済の中に自己救済の機会を見出そうとする求道者であった。こうした森が生きたのがⅡの世界であった。

以上を総合すると、青年期は、欧米という近代化された異文化社会との接触によって、武士という封建社会のアイデンティティに、国民という近代社会のアイデンティティが上書きされ、為政という自らが担うべき社会的役割が明らかになった期間であった。ただし、まだ職業に就いていないという点において、この段階の森は日本の救済の中に自らの存在意義に求めた「国

士」であり、彼の主義主張はⅠおよびⅡの世界でなされた。

### 3.2. ヤングアダルト期の森

欧米留学からの帰国後に官途に就き、たとえば米国在勤時、政府特命により教育の実利的機能に関する調査などを担うなかで<sup>104)</sup>、森に「公人」という立場が生じた。ただし、ヤングアダルト期の前半では、道理に沿って俸給減額を嘆願する武士としての森と、文明国家としての廃刀を訴え武士の魂を捨てようとする森とが併存した。これは職業経験が浅いことで、「公人格」が未発達であったことに由来する。ゆえに、森は私人的な信念の世界（Ⅲ）に住すこととなり、私的人格のもとで自由主義思想が発揮されたことで、デロング公使との確執、『日本における宗教の自由』における政府批判、『日本の教育』を通じた日本的皇国史観への批判や日本語廃止論、明六雑誌を通じた国民の啓蒙、といった急進的な行動が出現した。

こうした「公人」としての森にみられた私人的な信念の世界とは、ⅠやⅡの世界で形成されていたものが、立場の変化によってⅢの世界で発揮されたのであるが、その発露は二つの偶然性に規定された。

一方は民権派を一定の範囲で許容し得た明治初期の政治的文脈、他方は森の採用は管理制度が未成熟な官僚制の創発期であり、二十歳そこそこの青年を高度な専門知識を扱う官僚として採用せざるを得なかったという政府内の組織的文脈である。

次にヤングアダルトの後半では、森の内部にⅣという世界が出現した。例えば、岩倉使節団での米国との条約改正交渉で苦杯をなめた森が、約四年後の清国との外交交渉において、人間としての普遍的な正義よりも、日本の国益を重視し、相手国を論破したが、それは国家官僚としてⅣの世界に生きた森である。つまりⅢとⅣとの関係か

らすれば、公人という立場であっても、公私の人格が併存するため自由主義と国家主義は両立しえるのである。

以上、この期間は、外交官としての実績によって政府要職への配置、すなわち自らの存在が社会的に承認されるという経験を積み、それによって職業と自己との同一視がいつそう進み、Ⅲから分離される形でⅣの世界が出現した。

### 3.3. 成人期の森

成人期に関して特筆すべきは、文相への就任を機に、森においてⅣの世界、すなわち国家の為政者という社会的なアイデンティティが完成したことであり、それは彼の生涯発達において二つの点で意義があった。

一つ目は政府内での、テクノクラートからトップ・マネジャーへの地位の上昇であり、これにより森は、「自警」に記したように国民や国家に対する最上位者としての責任を自覚した。つまり、エリクソンが成人期の発達課題とした「次世代への世話」の自覚である。

二つ目は文部行政を、為政者としての自らの本務に定めた点である。青年期、Ⅱの世界において国家の救済を自己の使命とした国土の森が、政府高官として教育を本務に定めたのは、教育こそが自己の使命を達成し得る領域と確信したからである。それでは公教育のトップ・マネジャーであることは、森のなかでどのような意味を持ったのか。その答えは、以下の言説の中にある。

一国ノ教育ハ一国ノ財力ヲ以テ举行シ、其政柄ヲ攪ル者ハ兵馬理財政柄ヲ攪ル者ト均シク之ヲ大政ノ一部管理者トシテ高位ニ置クコト、ナレリ、教育ヲシテ斯ノ如ク重要ナル地位ニ上ラシメタル勢力ハ種々アレドモ、之ヲ要スルニ各国独立ノ鞏固ニセント欲シ、其基礎ハ則教育事業ニ在ルヲ知りタルニ帰ス、故ニ教育

ノ主眼トスル所ハ則チ一国独立ノ鞏固ニアリ。<sup>105)</sup>

(筆者訳；一国の教育は、その国の財力を以てまかない、その政治を掌る者は、軍事や財政を掌る者と同様に、国家政治の要職を担う高官となる。教育を、そのような重要な地位に押し上げる要因は複数あるが、要するに、各国が自国の独立を強固にしようとした場合、その基礎が教育事業にあることが知られているからである。よって教育の主たる目的とは、自国の独立を強固にすることである。)

これは国家の発展という社会目的の実現のなかに、自らの存在意義を見出していた森にとって、文部大臣という地位は、国家を個人レベルで強化し得る公教育経営を、己の責任において実施できるという点で意義があった。

森は、青年期の英国留学の中で、薩摩藩士から憂国の国土へと生まれ変わり、天下国家の為政者となることに自らの存在意義を見出した。特に森は、通商・貿易による富国を目指した薩摩の藩士であり、その中心人物であった五代友厚による列強との交渉を留学先の英国で直に見聞したことや、外交官として第二次産業革命真っ只中の米国において、政府特命として教育の社会的機能を調査したことなどから、森の公教育への関心は経済活動を通じた「富国」にあった。そして簡易英語の母国化も商法講習所の創設も、それは日本が列強との経済的な弱肉競争を、軍事ではなく商業で戦うための国家の戦略として、森がⅢの世界で考えたものであった。

例えば、福沢に依頼した商法講習所の「主意書」には「外国ヲ相手ニ取テ商法ノ鋒ヲ争ハントスル」も「日本ノ商法ヲ以テ外国ニ敵ス可ラザルノ箇条ハ枚挙ニ遑アラズ」という課題や、「商売ヲ以テ戦フノ世ニハ商法ヲ研究セザレバ外国人ニ敵対ス可ラズ」との意図が記されていた<sup>106)</sup>。つま

り富国の手段を教育による人材育成にもとめたことに象徴されるように、森は教育を、国家をマイクロレベルから強化するための手段としてとらえており、またそうした世界観は、「一身独立して一国独立す」<sup>107)</sup>として国家をマイクロ原子から構成された有機的システムとみなす福沢の世界観に親和的であった。

その後、条約改正交渉において欧米列強との優勝劣敗の世界で戦うなかで、一国を臣民という原子レベルで強化できることによって、彼は教育が財務や軍事に劣らない官途であることを確信した。そしてそれが偶然にも、伊藤博文がプロイセンで近代立憲制の確立と公教育とが連動していることを学習し、日本における公教育の改革を決断した時期と重なったことで、森への文部高官就任要請となった。つまり森にとって、「国家救済を担っている自己」という自己効力感を最大限に獲得できる機会、それが教育行政だったのであり、そうした意識こそが森を文部大臣という最終係留地に導いたキャリア・アンカー<sup>108)</sup>であった。

森が成人期の発達課題をクリアしたことで、Ⅳの世界が完成し、Ⅲとの併存が可能になった。それによって官僚としての公教育経営はⅢからⅣに移り、同時に二十代半ばで任官した頃のⅢの世界において『記紀』を「伝説的で荒唐無稽」と批判していた森も、三十代半ばに達した頃には、Ⅳの世界にあって、最重視すべきは「邦国固有ノ政基」<sup>109)</sup>（筆者訳；天皇を基軸としたわが国固有の国家体制）と言い切るのであった。ただしそうでありながら、現役文相という立場を忘れ、政府の憲法案に反対し、自らで起草した修正案を提示するのが、Ⅲの世界に戻って自らの信念や道理に従って生きる、もう一人の森であった。

#### 4. 結論

はじめに結論を述べる。本稿は、文部大

臣森有礼の死後に浮上した、森は個の自由を重視する自由主義者であったのか、全体主義の立場から個を管理しようとする全体主義者であったのか、この「二人の森」問題に理論的な調停を試みた。

まず「二人の森」問題とは、人間の生涯にわたるライフサイクルの変化の中で、社会経験の蓄積によって、個人のなかで私人的アイデンティティに遅れるかたちで社会的（組織）人的アイデンティティが出現し、両者が同一人物の中で並立して存在するという現象であった。

この結論を先行研究と比較すると、森有礼は官途に就いた当初から国家主義的な官僚であったわけではない。彼は生涯のなかで、武士というアイデンティティに、政府官僚というアイデンティティが上書きされたのであり、その際、下地となったアイデンティティは必ずしも消滅するわけではなかった。たとえば、十代の頃、薩摩藩留学生として欧米での生活体験を通じて内面した自由主義の傾向は（領域Ⅰ）、政府要人として臨んだ政策論争においても発揮され、公人としての立場を忘れ、私人に戻って自ら信じる自由主義の立場から政府の憲法案に反対するのであった（領域Ⅲ）。

次に示唆として、経路依存性という観点から、森有礼の初代文部大臣への就任が、その後の公教育の管理制度に与えた潜在的な影響を明らかにする。

初代総理大臣伊藤博文が、立憲制度の創設期に文部行政の担い手として、森に白羽の矢を立てたことは、歴史的には必然であった。それは、西欧列強の帝国主義的な植民地政策がアジアにもおよぶなかで、立憲君主国家化および富国強兵は、維新後の日本が独立した主権国家でありつづけるためには至急に着手しなければならない政治課題であった。そうしたなか、プロイセンにおけるシュタインとの邂逅によって、教育こそが自国の抱える課題を解決し得る政治的な道具あることを確信した伊藤は、そ

れを担い得る人材を求めたが、そうした人材は伊藤自らが招聘の文書で告げたように、森以外には存在しなかった。つまり伊藤の文部行政に関する人材需要において森を選択したことは必然であった。ただしそうした人材が、伊藤が望んだタイミングで存在したこと自体は偶然であり、それは森という個人の生涯にわたるアイデンティティ探求の結果であった。

森は青年期の米国遊学以来、欧米の教育制度を研究したことで公教育制度に明るく、教育が有する人材育成という国家的な機能を理解していた。加えて、伊藤に見いだされ文部官僚となつてからは学校監督者として学校経営を経験し、さらにスペンサーの『教育論』をよみ教育内容や教授法にも通じていた<sup>110)</sup>。ゆえに諸学校令という教育制度の近代的な体系化を、独力で構想し得るほどの見識を有した稀有な官僚であった。

そこで文部高官としての森の公教育経営の特徴を、国家主義という観点から論じると、文部官僚としてIVの世界にいる時の森は、「商売は軍の先鋒」<sup>111)</sup>、「国家富強の根本は教育」<sup>112)</sup>と述べるなど、経済的な帝国主義者であり、公教育の機能を、日本を国民レベルで強化することに求め、公教育費を経済発展と安全保障のための投資と捉えていた<sup>113)</sup>。そういう意味では、森有礼こそがわが国における教育投資論の先駆けと言えよう。

同時に、森においては目的を合理的に達成することが、公教育経営における規準であり、そこには官僚制固有の「ザッハリッヒ」<sup>114)</sup>な態度が存在した。その結果、森が公教育経営において国民に期待したのは国家有機システムの歯車としての機能—天皇の臣民として期待された役割—の遂行であった。つまり森の公教育経営にみられた国家主義とは、国家目的に沿って、公教育を通じて国民を機能的な存在に育てあげ、個の集合体としての国家全体の合理性の向上を

目論んだという意味において「道具主義」であった。ただし森は、宗教的自由の観点から個人の内面には介入しないため、教育勅語など森没後に加速する、国民に天皇崇拜を求めた国体主義の教育政策とは異なるものであった。森のそうした「道具主義」は、複数の要素から構成されており、それらは彼の教育政策に散見される。

一つ目は、まるで近代化された工場のような教育システムである。たとえば、二十世紀初頭、米国のフォード社が自動車を普及させるための戦略として、標準型モデルTを開発し、それ専用の分業生産体制を構築することで大量生産を図り、その安価性によって市場を掌握したが<sup>115)</sup>、森はこれと同じように、標準的能力を備えた人間を「製造」するために、師範学校という二層構造の教育システムを開発した。すなわち一層目は、国家による国家が望む学校教員の養成であり、「国制ニ係ル所ノ学問教育ニ職ヲ奉スル者ノ本尊ハ国家ニシテ、国家ヲ本尊トスル心志ノ浅乏ナル者ハ其職員タル資格ヲ有セス」<sup>116)</sup>とされた。そして二層目が国家に養成された教員による国家が望む臣民の育成であった。

二つ目は、松方デフレ後の財政悪化のなかでの公教育投資におけるコスト意識であり、森は自治体や教育機関を管理する際のコスト削減を次のような論理で進めた。

市町村制度の発足を二カ月後に控えた時期に、森は府県の学務課長を召集して行った演説において、市町村制度の施行後は、従来の中央集権的な教育行政を改め、地方自治の原理に則って「市町村ノ教育モ亦市町村ノ自理ニ任カセナケレバナラナヌ」と述べた<sup>117)</sup>。これは森による自理、つまり団体自治の容認である。しかし先にみた「国家ヲ本尊トスル」ような集権的な教育行政の論理と、「自理」という分権主義とは、森のなかで、なぜ並存し得たのか。その答えは、森が師範学校のモデル校に位置づけていた埼玉尋常師範学校での演説にみてと



れる。

森はこの演説<sup>118)</sup>で、学校教員に求められる資質として、①従順（命令への服従）、②友情（相互扶助）、③威儀（品位・品格）、という三つをあげた。このうち、①が重視されるのは、「青年子弟ニ在テハ其見識未タ確定セザルヲ以テ、其事柄ニ対シテ之レカ善悪是非ヲ明ニ弁別スルコト」ができないため、そこで教育価値の判断は学校長に委ねられることとなり、教員はその命令に従順であらねばならないという論理である。そしてこの①、②、③の資質を、師範学校生に植え付けるための手だてが、養成カリキュラムとしての「兵式体操」の採用であり、その目的は、三つの道德規範を、身体を通じて慣習化させることであった<sup>119)</sup>。つまり身体を通じた人間の規律であり、そこには、森が十代の留学生時代に米国のハリス教団で自らが肉体奉仕を通して、教室内での知育に対する、教室外での徳育と体育の意義を理解していたという背景があった<sup>120)</sup>。

以上を踏まえ、森の教育組織に対する管理論において、「自理」という分権主義と、国家を「本尊」とみなす集権主義とが統合される原理について説明する。

まず、教育による富国を持ち出すまでもなく、その言説をみれば、森にとっての教育の目的が国家利益への貢献に置かれていることは自明である。ただし教育組織側の貢献を、その都度、中央で制御することは物理的、財政的に非合理である。そうであるならば、教職員の管理を「命令」ではなく「心服」で行った師範学校のように、教育組織側が自発的に、国家が求める組織像に、自己を同一化させれば、その都度、国家が管理するコストが節約できる。つまり自己規律という代替案であり、これが「自理」の論理である。そしてこうした論理には、個人の権利を尊重する自由主義ではなく、権力側の利益を優先する国家主義の立場がみてとれる。

また統治コスト面での合理性という点では、「自理」は、政府による直接管理が困難な場合ほど有用であり、その典型は、森が創設した帝国大学であった。

森は欧米への留学体験や教育制度調査を通じ、教育と学問との違いを明確に理解していた。たとえば、「学問ニ至テハ自分選択ヲ以テ学業ヲ専攻スルコトニシテ他人ハ唯其方法ヲ与フルノミ、今其实例ヲ挙グレバ帝国大学ハ学問ノ場所」<sup>121)</sup>、などはその一例である。そして森は、情報の非対称性に起因して、学術機関である帝国大学を、非学術機関である師範学校のように直接的な指示・命令で管理できないことも理解していた。ゆえに教育への国家投資において費用対効果を重視する森においては、「大学ノ事業ハ一般行政事務トハ差違アレバ大学ハ大学自身之カ改良ヲ企ツヘキモノナラン、然レバ文部省別ニ見ルアルモ大学ノ自動ニ任スコトヲ欲スルナリ」<sup>122)</sup>との結論に達するのである。すなわち大学への自律性の保障とは、大学側が自発的に国家から期待された機能を遂行するという論理であり、これは管理コストを抑えつつ目的を達成するという点において合理的な統治手法であった。ただし森において、帝国大学への自律性の保障は帝国大学の英知を富国に動員するための手段であって、帝国大学に自律性を付与することそれ自体は目的ではなかった。

こうして帝国大学の制度設計を行った森が、機能的な合理主義者であったことで、森文相期の帝国大学の管理においては、道具的主義という限定はあるが、大学の自治は、政策言説上は肯定されたのであり、このことは後世の帝国大学において、それが自己目的化したことの歴史的な起源であった。

最後に本稿の意義と課題を述べる。まず意義については二点あり、一つ目はエリクソンのアイデンティティ論にもとづき、森の生涯における人格変容を実証し、「二人

の森」問題の原理を究明した点である。二つ目は、大学経営研究としての成果であるが、帝国大学創設期の制度設計者であった森有礼において、帝国大学の管理原則が「大学ノ自動ニ任ス」であったことは、制度の初期条件としては道具主義的な選択であったが、他方で後世の帝国大学教員が、それを自己目的化させるような余地を有した初期条件でもあった。

また課題としては、森は私人として人力車に乗っている時でさえ、「此車夫の頭には日本と云う脳髓があろうか」<sup>123)</sup>と、日本の未来を原子レベルで憂慮するような為政者であった。そしてその起源は、武士として「義」に生き、為政という「他者への世話」を、自己のアイデンティティ（存在証明）とした青年期にあった。そうした「他者救済を通じた自己救済」が、成人期において「他者支配」へと変わり得た論理、およびそのとき森の中でⅠからⅣまでの4領域が調和する論理、これらを実証することが今後の課題である。

また大学経営研究という点では、「大学ノ自動ニ任ス」とは、学校とは異なる、大学という学術機関に対する規律的な支配様式であるが、このことを踏まえれば、大学に経営の自律性を担保した1990年代以降の管理制度改革も、政府の意向に大学を従わせるような道具主義的な自律性の付与だったのではないか。そこで今後は、このことについて、両期間を「権力による大学支配の論理」という側面から比較分析する予定である。

## 参考文献

- 1) 本稿において引用頻度の高い二つの文献は以下通り略記する。大久保利謙編1972『森有礼全集』1,2,3巻. 宣文堂は『森全集①』、『森全集②』、『森全集③』、木村匡1987『森先生伝』大空社は『先生伝』と表記する。
- 2) 森の官途履歴は「履歴書」『森全集②』(p215-217)に準拠し、生涯時系列は犬塚孝明(1986)。「略年譜」『森有礼』(p308-331)。吉川弘文館、に準拠し、都度の出典標記を略す。
- 3) 本稿は森の年齢確認のための年月を標記するが、(186407 = 16歳)とは1864年7月時点で16歳であったという意味である。なお歳は満年齢で計算。
- 4) 帝国大学令(明治十九年三月二日勅令第三号)第一条
- 5) 「『帝国大学令』制定に関する木場貞長氏の手記」明治文化資料叢書刊行会編1991『明治文化資料叢書』8巻, 風間書房, p184-186.
- 6) 寺崎昌男『日本における大学自治制度の成立(増補版)』評論社2000, p122-123.
- 7) Pierson, p. 2000, Not Just What, But When: Timing and Sequence in Political Processes, *Studies in American Political Development*, 14, p72 - 92.
- 8) 「故森子爵の逸事に付て」『森全集②』 p537.
- 9) 「森有礼君」『森全集②』 p515-521.
- 10) 園田英弘1993『西洋化の構造：黒船・武士・国家』思文閣出版。
- 11) 園田1993, p215-225.
- 12) 園田1993, p235-322.
- 13) 園田1993, p317-8.
- 14) 長谷川精一2007『森有礼における国民的主体の創出』思文閣出版.
- 15) 長谷川2007, p3-28.
- 16) 長谷川2007, p429.
- 17) 長谷川2007, p15.
- 18) 長谷川2007, p18.
- 19) 長谷川2007, p429.
- 20) Erikson, E.H. 1959. *Psychological issues: Identity and the life cycle*. International Universities Press. (小此木啓吾訳編1973『自我同一性: アイデンティティとライフサイクル』誠信書房)
- 21) 河井亨2013「E.H.Eriksonのアイデンティティ理論と社会理論についての考察」『京都大学大学院教育学研究科紀要』59, p644.
- 22) 原裕視1995「異文化接触とアイデンティティ」

- 『異文化間教育』9,p4-18.
- 23) Barnard, C. I. 1938 *The functions of the executive*. Harvard University Press. (山本安次郎, 田杉競, 飯野春樹訳 1968 『新訳経営者の役割』ダイヤモンド社,p8-9,16-17,88,92.)
- 24) Erikson, E.H. 1950) *Childhood and Society*, 2nd ed, Norton. (仁科弥生訳 1977 『幼児期と社会』1, みすず書房, p317-353.)
- 25) 岡本祐子 2007 『アイデンティティ生涯発達論の展開』ミネルヴァ書房, p36.
- 26) Foucault, M.1975, *Surveiller et Punir: Naissance de la Prison*, Gallimard. (ミシェル・フーコー著, 田村俣訳 1977 『監獄の誕生—監視と処罰—』新潮社.)
- 27) フーコー 1977, p9-74.
- 28) フーコー 1977, p141-238.
- 29) 屋敷二郎 1999 「啓蒙主義と社会的規律化との相補的關係」『規律と啓蒙—フリードリヒ大王の啓蒙絶対主義』ミネルヴァ書房,p1-11.
- 30) Berlin, I.1969, *Four essays on liberty*, Oxford University Press. (バーリン著・小川晃一ほか共訳 1979 『自由論: 新装版』みすず書房,p319-320)
- 31) Mead,G,H.1934. *Mind Self and Society from the Standpoint of a Social Behaviorist*, University of Chicago Press.(河村望訳1995「[I]と[me]」『精神・自我・社会』人間の科学社, p214-220.)
- 32) 森は幕末誕生ゆえ各ライフサイクル段階への年齢期の設定においては平均余命に配慮した。
- 33) 犬塚孝明 1986『人物叢書 森有礼』吉川弘文館, p18-19.
- 34) 『先生伝』p5. 青年期に林子平の書から影響を受けた森は、文相として宮城県を訪問した際、林の墓参をした。『森全集②』p537.
- 35) 『先生伝』p6-7.
- 36) Nitobe,I. 1899. *Bushido, The Soul Of Japan*. (新渡戸稲造著・矢内原忠雄訳 1991 「義」『武士道』岩波書店, ワイド版岩波文庫 35, p39-42.
- 37) 日本経営史研究所編 1974 『五代友厚伝記資料』4, 東洋経済新報社, p17-27.
- 38) 『森全集②』p307.
- 39) 犬塚孝明 1974 『薩摩藩英国留学生』中央公論社, p37-38.
- 40) 犬塚 1986, p43.
- 41) 『先生伝』p15-16.
- 42) 『先生伝』p22-23.
- 43) 『先生伝』p21.
- 44) 「航魯紀行」『森全集②』p8.
- 45) 『森全集②』p539.
- 46) 『森全集②』p540.
- 47) 林竹二 1986 「森有礼とキリスト教: 森有礼研究 (二)」『林竹二著作集』2巻, 筑摩書房, p45-179.
- 48) 『森全集②』p215.
- 49) 犬塚 1986, p92-93.
- 50) 加藤と神田も森と同じく明六社に参加し、また森と加藤とは文部高官と東京大学総理という関係であった。
- 51) 『先生伝』p24-25.
- 52) 『森全集②』p216.
- 53) 「官吏兵隊の外帯刀を廃するは随意たるべき議案(明治二年五月二十七日上程)」『森全集①』p12-13.
- 54) 『森全集②』p540-541.
- 55) 『先生伝』p37-40.
- 56) 『森全集②』p763-765.
- 57) 犬塚 1986, p118-119.
- 58) 大久保利謙 1976 『岩倉使節の研究』宗高書房, p94-95.
- 59) 宮永孝 1992 「アメリカにおける岩倉使節団—岩倉大使の条約改正交渉」『社会労働研究』38 (2), p43-93.
- 60) 国吉栄 2018 「岩倉使節団と開拓派遣女子留学生をめぐる諸問題」『森有礼が切り拓いた日米外交: 初代駐米外交官の挑戦』勉誠出版,p65-89.
- 61) 「外国交際に実情を用いざるべきの議」「外国交際を正すの議」『森全集①』p114-121.
- 62) 「日本における宗教の自由」『日本哲学思想全書8巻: 宗教論一般編』平凡社,1980, p149-155.
- 63) 鈴木裕子 1977 「明治政府のキリスト教政策: 高札撤去に至る迄の政治過程」『史学雑誌』86 (2), p177-195.

- 64) 犬塚 1986, p135-136.
- 65) 森有礼 1873 『日本の教育』(尾形裕康訳 1963 『学制実施経緯の研究』, 校倉書房, p279-416.)
- 66) 尾形訳 1963, p284.
- 67) 尾形訳 1963, p289.
- 68) 尾形訳 1963, p309.
- 69) 尾形訳 1963, p311.
- 70) 『先生伝』 p62.
- 71) 山下重一 1983 『スペンサーと日本近代』 御茶の水書房, p185-186.
- 72) 「明六社制規 (明治七年三月)」 大久保利謙 2007 『明六社』 講談社, p71.
- 73) 「学者の職分を論ず」 山室信一・中野目轍校注 1999 『明六雑誌 (上)』 岩波書店, p89.
- 74) 「学者職分の評」 『明六雑誌 (上)』 p69-70.
- 75) 「開化第一話」 『明六雑誌 (上)』 p99-101.
- 76) 福沢諭吉 「商学校を建るの主意 (明治七年十一月一日)」 『森全集①』 p809-815.
- 77) 高橋秀直 1998 「江華条約と明治政府」 『京都大學文學部研究紀要』 37, p57-60.
- 78) 長谷川 2007, p123-145.
- 79) 森有礼 「大久保利通宛書簡 (明治十年六月七日)」 『森全集②』 p737.
- 80) 山下 1983, p201-206.
- 81) 山下 1983, p42-47.
- 82) 田中友香理 2019 「国家思想の構築と社会進化論の需要」 『優勝劣敗』 と明治国家: 加藤弘之の社会進化論』 ぺりかん社, p29-70.
- 83) 山下重一 1975 「明治初期におけるスペンサーの受容」 『年報政治学』 26 (0), p77-112.
- 84) 山下 1975, p91
- 85) 山下 1975, p91
- 86) 川瀬八洲夫 1968 「H. スペンサーの教育思想 - 我国における受容の諸問題を中心にして」 『東京家政大学研究紀要』 8, p149.
- 87) 坂本一登 「伊藤博文と『行政国家』の発見 - 明治十四年政変と憲法調査をめぐって」, 沼田哲編 2002 『明治天皇と政治家群像: 近代国家形成の推進者たち』 吉川弘文館, p194-234.
- 88) 『先生伝』 p131-132.
- 89) 「学政片言 (草案・成案)」 『全集①』 p330-334.
- 90) 『先生伝』 p133-134.
- 91) 長谷川 2007, p385-399.
- 92) 『先生伝』 p202-203.
- 93) 「英京退去に際し会見筆記 (訳文)」 『森全集①』 p207-210.
- 94) 『先生伝』 p129.
- 95) 『先生伝』 p136-138.
- 96) 「自警 (明治十九年一月)」 『森全集②』 p214.
- 97) 「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」 『全集①』 p536-540.
- 98) 「和歌山県尋常師範学校において郡区長常置委員及び学校長に対する演説」 『全集①』 p580-583.
- 99) 師範学校令 (明治十九年勅令第十三号) 第一条
- 100) 「尋常師範学校長に推薦せられたる者に対する演説」 『全集①』 p517.
- 101) 山田昇 1965 「師範学校制度の改革」 『東京大学教育学部紀要』 8, p116.
- 102) 帝国大学令 (明治十九年勅令第三号) 第一条
- 103) 「枢密院憲法制定会議事録抄」 臣民権利義務」 逐条審議 『森全集①』 p63-67.
- 104) 森の教育への関心は経済、特に国家の繁栄・富強との関わりにあった。秋枝肅子 2004 「森有礼とマンにおける教育と経済とのかかわり」 『森有礼とホーレス・マンの比較研究試論: 日米近代女子教育成立史研究の過程から』 梓書院, p279-303.
- 105) 「奥羽六県学事巡視中の演説」 『全集①』 p650.
- 106) 「商学校を建つる主意」 『森全集①』 p809-82.
- 107) 福沢諭吉 「一身独立して一国独立する事」 『学問のすすめ』 創栄出版, 1998, p31-41.
- 108) 本稿では、キャリア・アンカーを「個人が歴史的に形成してたキャリアに対する自己概念であり、長期航海における船の錨のごとく、個人のキャリア選択における拠り所として機能するもの」と定義する。(Schein, E.H. 1978. *Career Dynamics: Matching Individual and Organizational Needs*, Addison-Wesley. (二村敏子・三善勝代訳 1991 「キャリア・アンカーの開発」 『キャリア・ダイナミックス』 白桃書房, p142-144.)

- 109) 「学政片言（成案）」『森全集①』 p332-333.
- 110) 森は忠孝主義の修身を廃止し、倫理科を新設したが、彼が作成させた文部省テキスト『倫理書』（『森全集①』 p420-456）は、スペンサーの著作を下地としていた。
- 111) 『先生伝』 p204.
- 112) 「和歌山県尋常師範学校において郡医長常置委員及び学校長に対する演説」『森全集①』 p581.
- 113) 安全保障という観点は「不就学者ノ多少ハ国家ノ安危存亡ニ関係ス」という言説に見出される。「兵庫県議事堂において郡区長県会常置委員及び学校教員に対する演説」『森全集①』 p586.
- 114) Weber, M. (1956. *Wirtschaft und Gesellschaft, Grundriss der verstehenden Soziologie*, vierte, neu herausgegebene Auflage, besorgt von Johannes Winckelmann, Mohr. (世良晃志郎訳 1960 『支配の社会学 I』 創文社, p91-100) .
- 115) 米倉誠一郎 1999 「自動車産業の組織構造－フォードと GM－」『経営革命の構造』岩波書店, p147-159.
- 116) 「文部省において直轄学校長に対する演説」『森全集①』 p663.
- 117) 「府県学務課長会議における演説」『森全集①』 p670.
- 118) 「埼玉県尋常師範学校における演説」『森全集①』 p481-486.
- 119) 巖平 2002 「森有礼の教育思想における心と身体」『京都大学大学院教育学研究科紀要』 48, p330-341.
- 120) 木村力雄 1986 『異文化遍歴者森有礼』 福村出版, p192-199.
- 121) 「宮城県庁において県官郡区長及び学校長に対する演説」『森全集①』 p539.
- 122) 「帝国大学教官に対する演説」『全集①』 p614-617.
- 123) 井上毅 「故森文部大臣の教育主義（明治二十二年三月九日）」『森全集①』 p531.

**ABSTRACT****Public Education Management and Ego Formation in Minister of Education Mori Arinori.**

Tsutomu HIRATSUKA

This paper attempts to clarify the logic of the power side in the establishment of the Imperial University in the Meiji period through the ego formation of the Minister of Education, Mori Arinori. The reason why this paper focuses on Mori is that this period was the founding of the Imperial University administrative system, and from the perspective of path dependency in institutional evolution, it is the intention of this paper to investigate how public education in the early Meiji period, including the Imperial University, was modernised on the basis of the historical contingency of the transformation of Mori's personality.

However, it is said that Mori was a liberal before that and a nationalist after he was stationed in Britain, and the challenge of Mori's subsequent research is how to position these two contradictory positions in Mori's life.

This paper reviews previous studies that refer to changes in Mori's thought throughout his life, sets out the issues to be addressed in this paper, and clarifies the paper's own methodology for investigating these issues (Chapter 1). Based on this methodology, we then analyse Mori's discourses and grasp the changes in his principles during his lifetime (Chapter 2). Based on the above, it is clarified what the issue of personality conflicts actually was (Chapter 3). Finally, as a conclusion, the logic of the powers that be in the founding period of the public education system, including the Imperial University, and the point at which this was achieved in the transformation of Mori's personality throughout his life will be clarified (Chapter 4).

To conclude, firstly, it is not a contradiction for Mori to have two personalities, liberalism and nationalism, because personal and social personalities coexist in human beings. Secondly, for Mori, wealthy country was the aim of public education management, and there existed a bureaucracy-specific rationalism. As a result, what Mori expected from the people was the fulfilment of their role as subjects of the Emperor, which was an event in the period of the perfection of Mori's social personality.

**keywords** Minister of Education Mori. Arinori, public education management, university management policy, ego formation.